

「技能実習法に係る東北地区地域協議会（第5回）」（持ち回り開催）
議事要旨

宮城労働局

1 開催日（協議会関係資料の発送日）

令和4年7月13日（水）

2 構成員

青森労働局・岩手労働局・宮城労働局・秋田労働局・山形労働局・福島労働局
仙台出入国在留管理局・東北農政局・東北経済産業局・東北地方整備局・東北
運輸局

青森県警察本部・岩手県警察本部・宮城県警察本部・秋田県警察本部・山形県
警察本部・福島県警察本部

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
外国人技能実習機構仙台事務所

3 協議会資料

資料1 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱（別表のみ改正）

資料2 宮城労働局資料「外国人技能実習制度の現状等について」

資料3 仙台出入国在留管理局資料「技能実習生の失踪者数の推移（平成25年
～令和3年） 他」

資料4 外国人技能実習機構仙台事務所資料「外国人技能実習機構業務の概況」
※一部非公表

資料5 東北地方整備局資料「特定技能外国人受入計画申請認定について 他」

資料6 宮城県資料「多文化共生シンポジウム in 加美」

資料7 秋田県資料「秋田県外国人雇用サポートデスク」

資料8 山形県資料「山形県外国人総合相談ワンストップセンター」

資料9 公益財団法人国際人材協力機構「技能実習制度及び地域協議会に関する
意見提出」

資料10 令和4年度における技能実習制度の適正化のための取組方針（案）
※非公表

資料11 東北経済産業局資料「製造業における特定技能外国人材の受入れに
ついて」

4 議事

(1) 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱について

構成員からの申し出により、上記3「資料1」別表の「青森県警察本部生活安全部保安課長」を「青森県警察本部生活安全部生活保安課長」に、「山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課長」を「山形県産業労働部雇用・産業人材育成課長」に変更し、本協議会設置要綱の別表を改正した。

(2) 技能実習制度の現状、課題等について

各機関から上記3「資料2乃至8」及び「資料11」のとおり、技能実習制度の現状、課題等に関する説明資料が提出された。

説明資料に対する各構成員からのご意見、質問等はなかった。

(3) 令和4年度における技能実習制度の適正化のための取組方針（案）について

各構成員からのご意見はなく、上記3「資料10」の案が了承されたため、今年度の取組方針を別添1（※非公表：資料10の（案）が取れたもの）のとおり決定した。

(4) その他

公益財団法人国際人材協力機構から、上記3「資料9」のとおり意見書が提出された。